



# 里山と田園の恵みに育まれる 緑の風薫るまちに 「新津市環境基本計画」を策定

私たちのまちは、信濃川や阿賀野川、小阿賀野川という河川と新津丘陵に囲まれ、日本一の穀倉地・新潟平野の中でも、特に水と緑豊かな自然環境を持っています。このたび、この良好な自然環境を次世代に継承していくために、市民や事業者、行政が今何をすべきかを考え、「環境基本計画」を策定しました。今号から全三回で、計画で定める四つの基本目標を紹介いたします。自然環境のためにできることを、一緒に考えてみませんか。

## 環境基本計画とは

「新津市環境基本計画」は、平成十三年に制定した「新津市環境条例」に基づいて、環境を守っていくために、私たちが何をすべきかを具体的に示したものです。



環境審議会が市長に計画書答申 (2月20日)

計画は、市民アンケートや市民参加型のワークショップでの意見を参考に、市環境審議会を経て策定したもので、市民や事業者、行政が一体となって活動することが求められています。

## 環境基本計画の期間

環境基本計画は、期間を平成十五年度～平成二十六年と定めて、計画目標の達成を目指します。

なお、平成二十年度をめぐり計画の見直しを行うほか、新たな課題が生じた場合は、その都度柔軟に対応していくこととしています。

## 目指す環境の将来像

私たちが生活の糧を得るとともに、疲れや心を癒してきた豊かな河川や里山は、日々見慣れた風景ですが、これらは祖先から受け継がれてきた大切な宝であり、個性です。

これらの自然環境は、私たちのものだけでなく、将来の子孫に確実に継承していかなければなりません。

そこで計画では、環境の将来像を「里山と田園の恵みに育まれる 緑の風薫るまち」とし、その実現に向けて、四つの基本目標(下図)と十七の環境目標を定めました。

## 豊かな自然環境を将来へ引き継ぐために 環境計画が定める4つの基本目標



人と自然が共生する地域社会の創造



環境への負荷が少ない、循環を基調とする住み良いまちづくり



豊かな地球環境を未来に継承する市民活動の推進



市民、事業者、行政が役割分担する全員参加の環境活動

里山と田園の恵みに育まれる  
緑の風薫るまち

## I 共生

# 人と自然が共生する、地域社会を創造するために

自然と共生できる社会をつくることは、難しいことではありません。では、私たちにできることは一体どんなことがあるのでしょうか。

## 行政が取り組む目標

市民や事業者、行政がそれぞれの立場でできることは、なんでもよいです。

市では、これからのまちづくりに際して、次のことを率先して行っていきます。

- 里山の保全
- 豊かな恵みと安らぎを与えてくれる里山を保全します。
- 景観・緑地の創造
- 人にやさしく、ゆとりのあるまち並みを創造します。

河川空間の拡充  
河川や池沼などで水や緑に親しめるような空間を増やします。

環境保全型農業の推進  
環境や健康を考えた農業を推進し豊かな田園を育みます。

生態系の保護  
動物や植物が育んできた生態系を保護します。

文化の継承  
郷土の歴史とともに歩んできた文化を大切にし、継承していきます。

## できることから始めよう

普段の生活の中で、環境を守るために心がけていることはありますか。

ものを大事に使うことやごみのリサイクルのほかに、左にあげられるような、私たち一人ひとりが普段何気なく行っていることも、環境保全につながっています。

難しいことと考えず、環境のために身近にある出来ることから始めてみませんか。

「次回の広報七月一日号では、基本目標の中の「循環」を基調としたまちづくりと、「地球」の環境を守るための市民活動をご紹介します。」

※なお、環境計画の本編は六月中旬以降に、市のホームページから閲覧できるようにいたします。概要版は、市民生活課市役所一階で配布しています。

■問い合わせ 市民生活課環境衛生係(内線232)へ。

## STOP! 不法投棄&ポイ捨て

※問い合わせや情報は市民生活課へ。

絶対にしてはいけないのが、不法投棄そしてごみや犬のふんなどのポイ捨て行為。法律や条例により、不法投棄には5年以下の懲役または1000万円以下の罰金、ポイ捨てには3万円または5万円以下の罰金が科せられる場合があります。



## 私たちにでも簡単にできる 環境保全

地場産品や減農薬品の品物を選ぶこと



家庭菜園や市民農園を利用すること  
ごみは必ず持ち帰ること  
観賞用魚類や外来種の放流は絶対にしていないこと

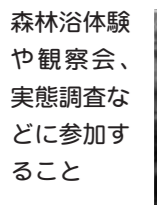


環境保全ボランティアに参加すること

祭りや地域の風習の伝承活動に参加すること



川遊びや親水イベントに参加して、身近な川や河川敷の自然に関心を持つこと



森林浴体験や観察会、実態調査などに参加すること



まちづくりに関するワークショップや懇談会に参加し、市民主導のまちづくりを行うこと

